インフォメーション

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

令和5年度春季自衛官等募集案内

●**予備自衛官補（一般・技能）**
社会人や学生生活を送りながら予備自衛官を目指すコース
身分
非常勤の特別職国家公務員
受験資格
（一般）18歳以上34歳未満の者
（技能）国家資格免許を保有する18歳以上53歳～55歳未満の者（保有する免許による）
※年齢は令和5年7月1日（土）現在
受付期間
4月6日（木）まで
試験期間
4月8日（土）から4月23日（日）の指定する一日

●**自衛隊幹部候補生**
大学等から幹部自衛官を目指すコース
受験資格
（大卒程度試験）
・22歳以上26歳未満の者
・20歳以上22歳未満で大学を卒業した者（卒業見込みを含む）
・22歳以上28歳未満で修士課程等修了者（学位取得見込みを含む）またはこれに相当する者
（院卒者試験）
・20歳以上28歳未満で修士課程修了者
※資格は4月1日現在

受付期間
3月1日（水）～4月14日（金）
一次試験
4月22日（土）・23日（日）

●**一般曹候補生**
職種のスペシャリストとして、定年まで勤務したい方に！
受験資格
18歳以上33歳未満の者
受付期間
3月1日（水）～5月9日（火）
一次試験
5月19日（金）から5月28日（日）の指定する一日

●**自衛官候補生**
任期制自衛官として任期満了時に、継続か退職か自己を見つめ直すチャンスのある制度
資格
18歳以上32歳の者
受付期間
年間を通じて行っております。
試験期日
受付時にお知らせします。
問い合わせ先
自衛隊上田地域事務所
0268（22）5267
詳しくは、自衛官募集HP 検索 長野地本

「第3次御代田町生涯学習基本構想（案）」に関する意見を募集します

町では、「学びあい 語りあう 御代田町の実現」を目指し、令和5年度からの10年間を計画期間とする生涯学習基本構想の策定を進めています。
このたび計画案をまとめましたので、町民の皆さまからのご意見を募集します。

意見募集期間
2月28日（火）～3月10日（金）
詳細は、町ホームページをご覧ください。
問い合わせ先
教育委員会生涯学習係
（32）2770

町営有料駐車場 令和5年度利用者を募集します

町営有料駐車場（駅西駐車場・駅北駐車場）の契約利用者を募集します。
（令和4年度に契約をされた方も自動更新とはならず、申込の必要があります）
募集台数 駅西駐車場 22台
駅北駐車場 30台
契約料金 年額36,000円
※都合により中途で解約された場合は、未使用月分を月割りで払い戻しします。
募集期間
3月1日（水）～15日（水）
申込方法
企画財政課窓口にて、申請書を記入していただきます。
申請書は企画財政課（役場2階13番窓口）に用意してあります。
申請時に必要な書類などは次のとおりです。
駐車する車の自動車検査証のコピー（複数台利用される場合は全ての車について）
※募集台数を超過した場合、次のとおり抽選により利用者を決定します。
日時
3月17日（金）
午後6時から
場所
役場2階 会議室1
問い合わせ先
企画財政課財政係
（32）3112

「みよたメール配信サービス」登録2次元コード

詳しくは、「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。

3月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 国民健康保険税（10期分）
- 後期高齢者医療保険料（9期分）
- 保育料（3月分）
- 町営住宅使用料（3月分）
- 上水道料金（3月期分）
  大口2月使用分・別荘（10月～2月使用分）
- 下水道使用料（2月期分）
  大口2月使用分

納期限 3/31 金曜日

「信濃川水系河川整備計画」を変更しました

このたび、国土交通省北陸地方整備局では、令和元年東日本台風による洪水への対応や流域治水の取り組み等を盛り込んだ信濃川水系河川整備計画の変更が完了しました。
詳細については、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先
国土交通省
千曲川河川事務所調査課
026（227）9434

町民農園広戸利用者募集中

2月号でお知らせしました町民農園広戸の利用を希望する方を引き続き募集しています。
申込資格
次の条件を全て満たす方
・町内に住所を有している
・現在、農地を所有していない
農園詳細
場所 広戸654番地1他（広戸区内）
区画 4～5区画（1区画約150㎡予定）
利用料金
1区画 年額4,000円
利用期間
3月25日（土）～12月31日（日）
申込締め切り 3月10日（金）
申込方法
「町民農園借受申込書」を募集期間内に提出してください。
申込書は、産業経済課農政係2階12番窓口または町ホームページからダウンロードできます。
問い合わせ先
産業経済課農政係
（32）3113

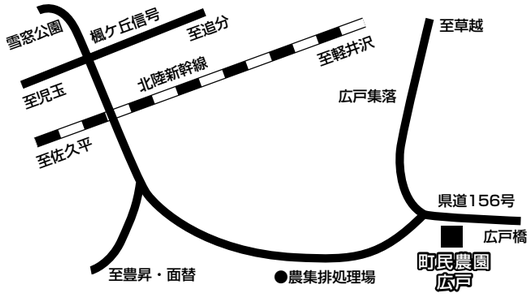

～肥料価格高騰対策として化学肥料低減に取り組みたい農業者の皆さま～ 土壌診断に係る費用を補助します

対象者
販売を目的に営農する町内に居住または事業所を有する農業者の方
補助対象経費
令和4年10月1日から令和5年5月31日の間に実施をした土壌診断に要した経費
補助金額
1検体当たり、要した費用の2分の1を乗じた額または1,500円のいずれか低い額
※農業者1人につき最大2検体まで
申請方法
●佐久浅間農業協同組合に土壌診断を依頼した方
佐久浅間農業協同組合が取りまとめ、個人に代わり町に申請をします。
●個人で土壌診断を実施した農業者の方
①土壌診断経費の領収書等、②農産物の出荷または販売したことが分かる書類をご準備いただき、産業経済課農政係までお越しください。
問い合わせ先
産業経済課農政係
（32）3113

こんにちは農業委員会です

問い合わせ先 農業委員会事務局 （32）3113

農地の貸借には手続きが必要です

昔から手続きをせずに知人から農地を賃借している。手続きが面倒なので相対で賃借している。これらは、農地法等に違反している可能性があります。
農地の貸借をする場合には、農地法等の規定に基づく手続きが必要となります。今回は、農地を貸借するために必要な手続きを3つご紹介しますので、貸借する前に貸し手と借り手で期間や賃借料などの条件を調整し、手続きをお願いします。

農地法に基づく貸借
農地法第3条の規定に基づき、農業委員会の許可を得ることで貸借が成立します。

農地利用集積計画の決定による貸借
農業経営基盤強化促進法に基づき、農地に賃借権等の権利（利用権）設定をすることができます。貸し手または借り手から提出された書類を基に、町が貸借の計画（農地利用集積計画）を策定し、農業委員会の承認を経て、計画が公告されることで貸借が成立します。

農地中間管理事業による貸借
農地中間管理機構（長野県農業開発公社）を介して農地の貸借契約をする制度です。所有者が機構に農地を貸付けた後、機構と借り手の間で貸借契約がされます。借り手については制限がありますが、機構が間に入ることで貸借料や終期の管理が確実になされます。
これらの手続きをされずに農地の貸借をすると、当事者同士でのトラブルに発展する場合もあります。
認定農業者等が農業振興地域内で、新規に3年以上の期間で農地利用集積計画の決定または農地中間管理事業によって借り受けるなど、所定の条件を満たす場合には補助金（御代田町農地利用促進事業補助金）を交付しています。